

平成8年度 確定申告用

1997年 2月発行 第5号

つちや通信

保存版

寒さも一段と厳しくなり、雪の便りと共に所得税の確定申告時期がやってまいりました。例年の通り、下記に該当する人は次のような書類が必要となりますので、早めに準備をお願いします。

I. 会社役員等で下記のような収入がある人

1. 2ヶ所以上から給与収入→各会社からの源泉徴収票
2. 株式等の配当金 →配当(出資)の支払調書
3. 年金の受給 →それぞれの源泉徴収票
4. 不動産収入 →不動産収入の明細及び必要経費
5. 生命保険の満期保険金 →保険会社からの支払明細通知書

(例)
固定資産税領収証
修繕費

II. 土地・建物を譲渡した人

1. 取得費 → 資産の購入費用及び手数料
設備費・改良費
2. 譲渡費用 →仲介手数料、印紙代、登記費用、測量費など領収証
3. 譲渡資産の売買契約書・領収証
4. 収用(公共事業の買収等)の場合は、買取り証明書他
5. 受取った資金の使途の明細

III. 個人事業者

1. 出納帳等の帳簿類及び請求書、領収証綴
2. 棚卸帳・預金通帳又は残高証明書
3. 生命保険・損害保険控除証明書
4. 国民健康保険・国民年金及び固定資産税の領収証
5. 重要書類綴・申告書

☆お願い☆

扶養親族の変動等
申告に必要な事項があれば、メモ書きでお知らせ下さい。

IV. 高額医療費を支払った人

平成8年度中に支払った医療費から保険金等を控除した金額が
10万円を超える場合、所得控除が受けられます。

所得の合計額の5%が
10万円より少ない場合は、
その金額

*必要書類

医療費の領収証(レシート)及び源泉徴収票

医療費控除に

認められる範囲

- ・診療、治療代
- ・治療のための医薬品
- ・やむを得ないタクシー代
等

★申告のコツ★

自己と生計を一にする
親族の医療費も控除の
対象になるので、家族
全員の分をまとめて、
所得の一番高い人が申告
するのがコツ。

V. 住宅を取得又は増改築した人

1. 平成8年度中に住宅を取得又は増改築し、入居されている方で
次の条件を満たしている人は、所得控除が受けられます。
※ 床面積 … 50m²以上 240m²以下で、2分の1以上が居住用
※ ローン … 民間の金融機関や公的機関からの融資は、返済期間が10年以上
～～他にも控除を受ける条件がありますので、事前にお尋ね下さい。～～

2. 必要事項

- 源泉徴収票
- 住民票の写し
- 家屋の登記簿謄本又は抄本
- 住宅ローンの年末残高証明書
- 不動産売買契約書、工事請負契約書、増改築等工事証明書などの写し

先日、ご連絡したとおり、消費税の改正に伴うセミナーを開催致します。当日は多少余
分のお席をご用意しておりますので、お知り合いの方で興味のある方がおられましたら、
いらっしゃるご参加ください。